

【イギリス】学費改革の動向と授業料値上げ規則の成立

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2010年10月12日に高等教育資金及び学費助成に関する独立審議会が提出した答申を受け、政府は、その一部を修正して独自の改革案とした。その一環として、授業料の値上げに関する規則2本(2010年規則第3020号及び同年規則第3021号)が制定された。

経緯

2009年11月に当時の労働党政権は、高等教育機関の持続的な資金調達を確保し、世界一流の授業の質を維持しかつ才能ある学生の進学が可能な制度を維持することを目的として、将来のイングランドにおける学費及び学生に対する財政支援のあり方について、王立工学アカデミー総裁で企業経営者のブラウン卿を委員長として設置された高等教育資金及び学費助成に関する独立審議会に諮問した(注)。審議会は、政権交代後の2010年10月12日に答申(以下「ブラウン報告」)を公表し、財政赤字の削減を最優先の課題とする現保守・自民連立政権は、ブラウン報告の大半を継承しつつ、独自にその一部を修正した。同年末に制定された授業料値上げに関する規則も、政府独自の改革案に沿ったものである。以下、学費の面に絞って、現状と政府の改革案(以下「改革案」)を比較し、授業料値上げに関する規則の制定について簡潔に説明する。

学費の現状と改革案の概要

イングランドの学生が大学に支払う費用は授業料のみであり、その授業料と生活費に支給される奨学金には、低所得層出身学生中心の給付奨学金及び学生全般対象の貸与奨学金の2種の公的奨学金並びに大学別奨学金がある。授業料は学生貸与奨学金公社から直接大学に支払われるため、学生側が授業料を前納する必要はなく、その負担は原則的に貸与奨学金の返還として卒業後に生じる仕組みである。

1. 授業料

現在、各大学は授業料を所定の上限額以内で設定している。上限額以下であっても所定の基礎額を超える授業料の設定には、低所得層の学生向けに年額329ポンド以上の大学別奨学金を支給することが条件とされ、大学が機会均等化促進計画を作成して認可を受ける必要もある。なお、基礎額及び上限額は物価上昇率に応じて増額される。改革案では、基礎額1,310ポンドを6,000ポンドに、上限額3,290ポンドを9,000ポンドに引き上げる。授業料値上げとともに、別途国から大学に支給されている直接補助金を削減する。ちなみに、ブラウン報告では、上限額を撤廃する代わりに、6,000ポンド超の授業料を徴収する大学に対しその超過分に一定の課徴金を課すこととしていた。

2. 貸与奨学金

現在、貸与奨学金を受けた卒業生は、年間所得が基準額 15,000 ポンドに達するまで返還の義務がなく、返還開始から 25 年を経過した時の残債は返還免除となる。返還は、所得と基準額との差額の 9%相当額の源泉徴収による。物価スライドで返還額は増額するが、利率と物価上昇率との差に相当する実質利率から生じる利息は政府が負担する。改革案は、次のとおり。①基準額の引上げ：21,000 ポンドとする。なお、今後は物価上昇率に応じて毎年基準額を見直すとともに、現在の学生と卒業生にも同様の措置をとる方針という。②利息の徴収：ただし、所得が基準額から 41,000 ポンドまで増加する間に、利率も 0%から 3%まで遡増する。③返還期間の延長：返還開始から返還免除までの期間を 30 年に延長する。④定時制の学生に対する貸与奨学金の支給条件の緩和。

3. 給付奨学金

現在、世帯所得 25,000 ポンド未満の学生には、生活費に充てる給付奨学金の満額の年 2,900 ポンドを支給している。その額は世帯所得の増加に反比例して遡減し、世帯所得 50,000 ポンドを超える学生には受給資格がない。改革案は、受給資格の基準所得を 42,600 ポンドに引き下げ、満額を 3,250 ポンドに引き上げるものである。

4. 大学別奨学金

改革案では、現在ほとんどの大学で概ね 1,000 ポンド程度支給されている大学別奨学金を廃止し、優秀で見込みのある低所得層の学生を対象として、新たに総額 1.5 億ポンドの国民奨学金制度を創設する。

授業料引上げ規則

政府は、基礎額及び上限額を引き上げる 2 本の規則案を作成して改革案の実現に一部着手した。2004 年高等教育法第 26 条第 2 項の規定により必要となる各議院の同意を得るため議会に提出された規則案は、引上げ額が多額に及ぶことから物議をかもししたが、同年 12 月 22 日に規則として成立し、2012 年 9 月 1 日から施行の予定である。

改革案の他の部分も、今後順次所要の法整備等を経て制度化されるものと思われる。

注

・ イギリスでは、学費制度が各地域で異なり、ここではイングランドが対象となっている。

主な参考文献(インターネット情報はすべて 2011 年 1 月 25 日現在である。)

- ・ Lord Browne, John et al., *Securing a Sustainable Future for Higher Education: Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance*. <<http://www.independent.gov.uk/browne-report>>
- ・ Sue Hubble, *Government's proposals on higher education funding and student finance and their impact on access to higher education*. SN/SP/5791, London: House of Commons Library, 2010.
- ・ 上原有紀子・吉田多美子「英国 2004 年高等教育法の制定」『外国の立法』2006.8, pp. 45-91.
- ・ 芝田政之「イギリスの学費政策」『IDE』2007.3, pp. 53-59.